

「デイサービス いづテラス」 運営規程

第1号通所事業（総合事業通所介護）

第1章 目的及び運営方針

第1条（事業の目的）

この規程は、社会福祉法人ウェルネスケアが設置運営する「デイサービスいづテラス」（以下「事業所」という）が行う第1号通所事業（総合事業通所介護）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の第1号通所事業（総合事業通所介護）の提供にあたる者（以下「従業者」という）が、要支援状態または事業対象者にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市、担当の地域包括支援センターまたは介護支援事業所、介護予防サービス事業者及び第1号事業事業者等、介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 事業所は、利用者自身の「考える力」を大切にし、サービス内容の選択・準備に利用者が主体的に参加できるよう支援する。
- 利用者一人ひとりが「主役」になれる場所として、社会的役割を果たしながら活躍できるよう支援する。また、在宅における危険回避能力を維持する為にも、リスクについて利用者が主体的に考えられるよう支援する。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービスいづテラス
- （2）所在地 静岡県三島市松本293番地の16

第2章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種・員数及び勤務内容）

1 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する助言及び技術指導等を行い、他の従業者と協力して「第1号通所事業に係るサービス計画」の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供にあたり利用者の健康管理、相談・助言を行う。

(4) 介護職員 2名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または減退を防止する為訓練及び指導、助言を行う。

2 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3章 営業日及び営業時間

第5条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、1月1日から1月3日は休業とする。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

第4章 サービス提供時間・延長サービスの有無

第6条（サービス提供時間・延長サービスの有無）

事業所のサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) サービス提供時間 午前9時15分から午後3時30分

(2) 延長サービス なし

第5章 第1号通所事業（総合事業通所介護）の利用定員

第7条（利用定員）

1 事業所の利用定員は、1日25名とする。

2 事業所は、利用定員を超えてサービスの提供をしてはならない。ただし災害等やむを得ない事情のある場合にはこの限りではない。

第6章 第1号通所事業（総合事業通所介護）の内容

第8条（第1号通所事業（総合事業通所介護）の内容）

第1号通所事業（総合事業通所介護）の内容は、次のとおりとする。

（1）生活指導（相談援助等）

事業所は、常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

（2）機能訓練（日常動作訓練）

事業所は、利用者との合意に基づき、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な改善、または機能低下を防止するための訓練を行う。

（3）介護サービス

事業所は、利用者が自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者的心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行う。

（4）健康状態の確認

事業所の看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとる。

（5）送迎サービス

利用者の送迎を行う。

（6）食事の提供

事業所は、栄養並びに利用者的心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

事業所は、利用者がその心身の状況に応じて出来る限り自立して食事をとることが出来るよう必要な支援と必要な時間を確保する。

（7）入浴サービス

事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。

第7章 利用料その他の費用の額

第9条（利用料等）

1 第1号通所事業（総合事業通所介護）を提供した場合の利用料の額は、函南町の定める総合事業第1号事業支給費の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

（1）第10条に規定する通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合、送迎に要した交通

費として実施地域を越えた地点から 1km毎 50 円を徴収する。

- (2) 食事の提供に要する費用 昼食 1 食につき 530 円、おやつ 1 食につき 100 円を徴収する。(実費)
 - (3) その他第 1 号通所事業（総合事業通所介護）において提供される便宜の内、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當であると認められるものは、実費にて徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける事とする。

第 8 章 通常の事業の実施地域

第 10 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、三島市、函南町（田代、桑原、冷川地域を除く）、清水町、長泉町、沼津市（原、浮島、今沢、片浜、愛鷹、内浦、西浦、戸田を除く）裾野市とする。

第 9 章 サービス利用に当たっての留意事項

第 11 条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、第 1 号通所事業（総合事業通所介護）の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 担当の包括支援センターまたは介護支援専門員とよく相談し、第 1 号通所事業（総合事業通所介護）の利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 事業所内の設備及び備品等の利用に際しては、従業者の指示に従い充分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第 13 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第 10 章 緊急時における対応方法

第 12 条（緊急時における対応方法）

従業者は、第 1 号通所事業（総合事業通所介護）を提供中に利用者の急変やその他の緊急事態が生じた場合には、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

第 11 章 非常災害対策

第 13 条 (非常災害対策)

- 1 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき毎年 2 回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

第 12 章 その他運営に関する重要事項

第 14 条 (その他運営に関する重要事項)

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程を定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ウェルネスケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。